

引き上げ分の市町村交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障４経費（※）  
 その他社会保障施策に要する経費

【歳入】 市町村交付金（社会保障財源化分） 200,201 千円

【歳出】 社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費 1,619,942 千円

【社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費】 【単位：千円】

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国 県 支出金	地方債	その他		うち引き上げ分の地方消費 税（社会保障財源化分 の市町村交付金）
社会福祉	障害者福祉サービス事業	909,445	643,208	0	879	265,358	68,833
	小計	909,445	643,208	0	879	265,358	68,833
社会保険	介護保険事業	416,075	33,551	0	0	382,524	99,226
	国民健康保険事業	181,510	89,948	0	0	91,562	23,751
	小計	597,585	123,499	0	0	474,086	122,976
保健衛生	高齢者医療事業	112,912	80,562	0	0	32,350	8,391
	小計	112,912	80,562	0	0	32,350	8,391
合計		1,619,942	847,269	0	879	771,794	200,201

※社会保障４経費とは、消費税法第１条第２項により、「消費税の収入については、地方交付税法（昭和25年法律第211号）に定めるところによるほか、毎年度、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費に充てるものとする。」とされており、年金、医療、介護、子育てにかかる経費をいいます。